

ルワンダ難民救援国際平和協力隊

の設置等に関する政令

平成六年九月十六日
政令第二百九十五号

ルワンダ難民救援国際平和協力隊の設置等に関する政令をここに公布する。

ルワンダ難民救援国際平和協力隊の設置等に関する政令

内閣は、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成四年法律第七十九号）第二条第三号レ、第五条第八項及び第十六条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

（国際平和協力隊の設置）

第一条 国際平和協力本部に、ルワンダにおける紛争によって被害を受け又は受けるおそれのある住民その他の者（以下「ルワンダ難民」という。）に対する人道的な国際救援活動のため、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（以下「法」という。）第二条第三号ヌからワまで及びタ並びに次条各号に掲げる業務に係る国際平和協力業務のうち国際連合難民高等弁務官事務所その他の関係機関とこれらの国際平和協力業務に従事する自衛隊の部

隊等との間の連絡調整に係るもの並びに法第四条第二項第三号に掲げる事務を行う組織として、平成六年十二月三十一日までの間、ルワンダ難民救援国際平和協力隊（以下「協力隊」という。）を置く。

（政令で定める業務）

第二条 ルワンダ難民に対する人道的な国際救援活動に係る法第三条第三号レの規定により同号タに掲げる業務に類するものとして政令で定める業務は、次に掲げる業務とする。

- 一 飲用その他人の日常の用に供する水の浄化
- 二 飲食物の調製
- 三 宿泊又は作業のための施設の維持管理

（国際平和協力手当）

第三条 ルワンダ難民に対する人道的な国際救援活動のために実施される国際平和協力業務に従事する協力隊の隊員及び法第九条第五項に規定する自衛隊員（以下「部隊派遣自衛隊員」という。）に、この条の定めるところに従い、法第十六条第一項に規定する国際平和協力手当（以下「手当」という。）を支給する。

- 2 手当は、国際平和協力業務に従事した日一日につき、別表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額とする。
- 3 前項に定めるもののほか、手当の支給に関しては、協力隊の隊

員（部隊派遣自衛隊員の身分を併せ有する者を除く。）については一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に基づき特殊勤務手当の支給の例により、部隊派遣自衛隊員については防衛庁の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）に基づき特殊勤務手当の支給の例による。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

別表（第二条関係）

<p>一 コマ空港若しくはブカブ空港の区域又はザイル内のルワンダとの国境に近接する区域であつて本部長が指定するものにおいて、業務（空路による輸送の業務にあつては、陸上の場所に留まつて行くものに限る。以下同じ。）を行う場合（二）の項に規定する場合を除く。）</p>	<p>二万円</p>
<p>二 コマ空港又はブカブ空港の区域において、これらの区域及びその周辺の区域に駐在する者以外の者が空路による輸送の業務を行う場合</p>	<p>一万六千円</p>
<p>三 ナイロビ市の区域において業務を行う場合</p>	<p>六千円</p>
<p>四 一の項及び三の項に規定する区域以外の区域において業務を行う場合</p>	<p>四千円</p>